

津市監査委員告示第5号

平成26年5月8日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年7月2日付けで下記のとおり請求人（代理人）に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成26年7月2日

津市監査委員 高 松 和 也
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 伊 藤 康 雄

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

住民監査請求書は、平成26年5月8日付けで受理した。

2 請求人の住所・氏名

津市 濱 村 照 道

津市 濱 村 妙 香

津市 大 谷 剛 三

津市 大 谷 町 子

津市 大 内 慧津子

津市 大 谷 嘉 里

津市 脇 谷 吉 江

津市 脇 谷 千津子

津市 谷 田 好 美

津市 西 尾 美代子

津市 黒 岩 敏 榮

津市 坂 本 英 夫

3 代理人

津市丸之内33番26号（三重合同法律事務所）

弁護士 村 田 正 人

津市栄町三丁目141番地1 モアビル2階（ビオス法律事務所）
弁護士 木村夏美

4 請求の概要

住民監査請求書、事実を証する書面及び平成26年6月5日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨

ア 新最終処分場等施設建設工事に係る公金支出の違法性

市長は、新最終処分場の計画地（以下「本件計画地」という。）を津市美杉町下之川字高山地内に決定し、平成25年5月20日、35億5,950万円の請負金額で新最終処分場等施設建設工事（以下「本件工事」という。）の工事請負仮契約を締結し、津市環境部新最終処分場建設推進課課長（以下「現課長」という。）は平成25年12月16日、本件工事の前金として3億7,800万円の支出命令を発した。

しかしながら、本件工事請負契約及び前金の支出は財務会計上の違法があり、市は3億7,800万円の損害を被ったとともに、本件工事請負契約により今後、違法な公金の支出が行われる予定である。

詳述すると次のとおりである。

(ア) 立地計画の不適切及び計画地選定の違法性

他の候補地と最小経費最大効果の原則の観点、すなわち費用対効果の検討が必要なところ、それぞれの候補地における建設等事業費の比較を行わず、また、虚偽の情報を基に本件計画地を選定したことは裁量権を逸脱し、濫用したもので違法な行為である。また、違法工事を行わざるを得なくなったこと、買収できない土地が存在すること及び計画の変更があり得ることも計画地選定過程がずさんであったためである。

(イ) 水道水源保護地に立地する不当性

本件計画地を津市水道水源保護条例（平成19年津市条例第6号）に規定する水源保護地域内に選定することは、他に適切な候補地がない場合に限り考慮されるべきであり、他所に建設をする余地がないとはいえ、本件新最終処分場建設においても同条例に規定する水道水源地の保全は図られなければならない。同条例は産業廃棄物処理業を対象としており、新最終処分場は一般廃棄物管理型処分場

であることから同条例の対象とはならないものの、産業廃棄物管理型最終処分場と全く同じ構造の処分場であり、簡易水道水源及び井戸水の汚染を引き起こす恐れは同等にあることから、市は水源保護地域における立地を避けて計画すべき義務があり、裁量権を逸脱し、又は濫用した違法がある。

(ウ) 計画の不合理性

貯留構造物の安全性は確立されておらず、汚水の場外への流出、有害ガスによる重大な人身事故の発生並びに焼却灰及び焼却残さが搬入されることにより新最終処分場が環境汚染物質の貯留庫になる恐れがある。

そして、技術的に未完成なクローズドシステムを採用していることで、今後、予想される高額な追加投資、保守費用等について十分検討されておらず、不十分な計画であるとともに、これらのことに関して市民への十分な説明がなされていない。

(エ) 最小経費最大効果の原則違反

新最終処分場における1立方メートル当たりの処理単価は、本件建設工事費35億5,950万円を計画埋立容量18万立法メートルで除すと1万9,775円と高額で、ごみ処理に当該額の税金を使うことは不合理であり、また計画の15年の使用に耐える合理的根拠もない。

さらに、本件施設は敷き詰める保護土と覆土を考えると処分ごみを15.5万立方メートルしか埋め立てることができず、巨額の費用をかけて当該処分場を建設することは裁量権を逸脱し、又は濫用した違法な行為である。

(オ) 災害発生危険性

新最終処分場の建設により遊水地機能が失われ、また、樹木の伐採で保水力も失われることから洪水が下流域を襲う危険性があるにもかかわらず、十分な予測及び対策を行っていないのはずさんな計画である。

イ 津市新最終処分場等施設整備に係る環境影響評価猛禽類調査業務委託契約に係る公金支出の不当性

市長は、平成25年1月17日、309万7,500円の委託料で津市新最終処分場等施設整備に係る環境影響評価猛禽類調査業務委

託契約（以下「猛禽類調査委託契約」という。）を締結し、前津市環境部新最終処分場建設推進課長（以下「前課長」という。）は、平成25年3月29日猛禽類調査委託契約に係る委託料の支出命令を行った。

しかしながら、工事中の機械の稼働及び搬入車両の騒音、振動、排気ガス等により周辺環境は著しく変化し、希少猛禽類の営巣地としての環境は喪失されることは明らかで、何の根拠もない回復をうたう猛禽類調査委託契約に係る委託料の支出は税金の無駄遣いである。

ウ 津市新最終処分場等施設整備に係る環境影響評価植物調査業務委託契約に係る公金支出の不当性

市長は、平成25年3月5日、45万1,500円の委託料で津市新最終処分場等施設整備に係る環境影響評価植物調査業務委託契約（以下「植物調査委託契約」という。）を締結し、前課長は、平成25年3月29日植物調査委託契約に係る委託料の支出命令を行った。

しかしながら、当該植物調査については、絶滅危惧種のシャジクモの自生を見落とし、重要な植物について事業実施を前提とした環境保全措置しか述べていない不十分な環境影響評価であり、植物調査委託契約に係る委託料の支出は公金の無駄遣いである。

エ 抱き合わせ計画の不合理性

当該計画では、計画地全体の3分の2を「里山保全ゾーン」として残置し、散策路及び休憩施設を整備することになっているが、利用する市民は皆無で全く不必要な施設である。さらに、不必要な里山保全ゾーンの土地の購入は、土地所有者から抱き合わせ購入を主張されたため購入した無駄な土地購入であり、当該施設整備及び土地購入は最小経費最大効果の原則に違反するものである。

(2) 請求期間経過に係る正当理由

監査請求日は、猛禽類調査委託契約及び植物調査委託契約に係る支出命令行為日からいずれも1年を経過しているが、請求人が当該行為を知ったのは情報公開の開示があった平成26年4月10日であり、当該開示日から1か月以内であることから正当な理由がある。

(3) 求める措置の内容

ア 監査委員は、本件工事請負契約に係る損害として市長に35億5,950万円の損害賠償を行うとともに、今後支出予定の工事請負費

の支出の差止めを市長に勧告せよ。

イ 監査委員は、本件工事請負契約に係る損害として現課長に3億7,800万円の損害賠償請求を行うよう市長に勧告せよ。

ウ 監査委員は、猛禽類調査委託契約に係る損害として市長及び前課長に309万7,500円の損害賠償請求を行うよう市長に勧告せよ。

エ 監査委員は、植物調査委託契約に係る損害として市長及び前課長に45万1,500円の損害賠償請求を行うよう市長に勧告せよ。

オ 監査委員は、本件新最終処分場の建設を中止をするよう市長に勧告せよ。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めるときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を環境部新最終処分場建設推進課とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、新最終処分場建設推進課が提出した関係書類、陳述の内容等により確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 本件工事請負契約の締結について

本件工事請負契約については、平成25年3月4日、津市公告第31号において本件工事に係る総合評価一般競争入札の公告が行われ、津市新最終処分場等施設建設工事技術審査委員会において同工事落札者決定基準書（同日公表）に基づき算出された技術評価点と価格評価点とを併せた総合評価の結果、清水・東海土建・藤谷・三重農林特定建設工事共同企業体（以下「落札者」という。）が落札者となった。

平成25年5月20日に本件工事請負仮契約が請負代金3億5,950万円で市長と落札者の間で締結され、同年6月26日、平成25年第2回市議会定例会の議決により本契約書としての効力を発した。

さらに、平成25年9月27日には本件工事請負費に係る9,402万7,147円の増額を内容とした工事変更請負仮契約が締結され、同仮契約については平成25年第4回市議会定例会における議決により本契約書としての効力を発した。

本件契約に基づく請負代金のうち前金の3億7,800万円について、現課長は平成25年12月16日に支出命令を専決で決裁し、同月24日に支出している。

(2) 猛禽類調査委託契約の締結について

猛禽類調査については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条第1項の規定に基づき指名競争入札を行った結果、株式会社オオバ三重営業所と平成25年1月17日に委託金額309万7,500円で猛禽類調査委託契約を締結し、前課長は、同年3月29日に支出命令を専決で決裁し、同年4月11日に支出している。

(3) 植物調査委託契約の締結について

植物調査については、猛禽類調査委託契約と同様、指名競争入札を行った結果、株式会社西日本技術コンサルタント三重事務所と平成25年3月5日に委託金額45万1,500円で植物調査委託契約を締結し、前課長は同月29日に支出命令を専決で決裁し、同年4月11日に支出している。

(4) 津市最終処分場の整備に関する計画等について

ア 津市一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項及び同法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定に基づき策定した津市一般廃棄物処理基本計画(平成21年3月策定。以下「一般廃棄物基本計画」という。)は、資源化処理ができないごみを埋立処分する量(最終処分量)について、同計画の目標年度とする平成29年度までに、年間8,000トンに削減(平成19年度(年間15,883トン)対比49.6パーセント減)することを目標とし、現最終処分場の使用期限が迫る一方で、新最終処分場の整備は一般的に調査・計画段階を含めて5年以上必要であると

して、平成28年度の供用開始に向けて、新最終処分場の早期整備を推進するとしている。

イ 津市新最終処分場等施設整備基本計画

新最終処分場及び関連施設を整備するための基本計画として策定した津市新最終処分場等施設整備基本計画（平成21年3月策定。以下「新最終処分場基本計画」という。）は、一般廃棄物基本計画に基づくとともに、市が平成19年度に作成した津市新最終処分場整備構想等検討調査報告書の内容を踏まえて定めたものである。

新最終処分場基本計画における第3章施設整備基本計画の第1節全体計画においては、植生、水系等の自然環境要素との連携を図ることによって、地域生態系への負荷の軽減を図るとともに、周辺景観との融和を図るという観点を踏まえ、緩衝緑地帯の設置、残地森林の確保等により森林の持つ多面的機能を生かした施設整備を図るとし、新最終処分場等の施設整備の区域を本件計画地の区域として示している。新最終処分場の埋立構造、埋立形式、構造パターン、被覆設備の基本事項については、同章の第3節最終処分場基本計画において示し、本件計画地の地形、地質等の条件を考慮した検討内容等については、同節の埋立地基本形状計画及び浸出水処理施設計画において示している。

ウ 津市新最終処分場基本・実施設計（概要）

基本設計は平成23年度に、実施設計は平成24年度に行われたもので、いずれも安全・安心、かつ、地域や自然と調和した一般廃棄物最終処分場の整備を設計の基本方針としている。

実施設計概要には、施設概要をはじめ多重遮水工等の施設構造、浸出水循環システム、環境保全対策等が示されている。

なお、実施設計概要における新最終処分場施設の概要は、次の表に示すとおりである。

【新最終処分場施設概要】

施設の種類	一般廃棄物最終処分場（クローズドシステム処分場）
埋立廃棄物	リサイクルセンターから出る不燃残さ
事業区域面積	約40ha
埋立面積	約1.2ha
埋立容量	約18万m ³ （9万m ³ ×2槽）
埋立期間	15年

浸出水処理水	無放流
浸出水処理施設	処理能力 27.0 m ³ /日
浸出水調整槽容量	190 m ³
前処理施設	31.3 t/日

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

ア 不適法な監査請求であると判断したもの

本件監査請求のうち、次の事項を対象とした監査請求は、不適法な監査請求であると判断し、監査の対象とはしなかった。

(ア) 本件工事に係る公金支出の違法性のうち、以下を理由とするもの

a 立地計画の不適切及び計画地選定の違法性のうち以下を理由とするもの

(a) 虚偽の情報による選考

(b) ずさんな選定過程

b 水道水源保護地に立地する不当性

c 災害発生の危険性

(イ) 猛禽類調査委託契約に係る公金支出の不当性

(ウ) 植物調査委託契約に係る公金支出の不当性

(エ) 抱き合わせ計画の不合理性

イ 適法な監査請求であると判断したもの

本件工事に係る公金支出の違法性のうち、以下を理由とするもの

(ア) 立地計画の不適切及び計画地選定の違法性のうち費用対効果における検討の部分

(イ) 計画の不合理性

(ウ) 最小経費最大効果の原則違反

(2) 適法な監査請求に係る判断

監査の対象とした財務会計行為について、違法行為に当たるという請求人の主張は、是認することはできないものと判断した。

3 結論に至った理由

結論のうち、不適法な監査請求であると判断した理由及び適法な監査請求に係る請求人の主張は是認できないと判断した理由については、次のと

おりである。

(1) 不適法な監査請求に係る判断理由について

ア 本件工事に係る公金支出の違法性のうち、立地計画の不適切及び計画地選定の違法性内の虚偽の情報による選考及びずさんな選定過程の部分、水道水源保護地に立地する不当性並びに災害発生の危険性(以下「計画地選定の違法性等」という。)を理由とするもの

地方自治法第242条第1項の規定に基づく監査請求は、地方公共団体の長等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、当該地方公共団体が被った財産上の損害を是正し、又は損害を被ることを防止するため、当該地方公共団体の住民に監査請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものである。このことから、監査請求の対象が財務会計上の行為又は怠る事実に限られることは、監査請求制度の趣旨に照らして明らかである。

本件監査請求における計画地選定の違法性等については、新最終処分場の計画地選定の段階での財務会計行為以外の違法性及び不当性を主張しており、本件新最終処分場建設に係る財務会計上の行為と直接関係を持つ主張とは認められない。

このことから、計画地選定の違法性等の非財務会計行為を対象とした監査請求については、適法性を是認することはできないものと判断した。

イ 猛禽類調査委託契約及び植物調査委託契約並びに当該契約に係る支出に関する財務会計行為を対象とした監査請求

財務会計行為を対象とする監査請求期間は、地方自治法第242条第2項本文において「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない」と規定されており、監査請求が適法であるためには、同項ただし書に規定される正当な理由があるときを除き、監査請求期間内に行われたものでなければならない。また、当該行為とは、公金の支出は広義の意味において、支出負担行為及び支出命令並びに支払といった財務会計行為の一連の手続ではあるものの、支出負担行為及び支出命令は、普通地方公共団体の長の権限に属する一方、支払については、会計管理者の権限に属し、その適用される財務会計上の法令の内容も同一ではないため、それぞ

れに独立した財務会計行為をいうものと解するべきであって、監査請求期間は、それぞれ当該行為のあった日から各別に計算すべきものと解するのが相当である（同趣旨：平成14年7月16日最高裁判所第三小法廷判決）。

このような観点から猛禽類調査委託契約及び植物調査委託契約に係る支出負担行為、支出命令及び支払の日付を確認すると以下のとおりである。

[猛禽類調査委託契約]

支出負担行為日 平成25年1月17日

支出命令日 平成25年3月29日

支払日 平成25年4月11日

[植物調査委託契約]

支出負担行為日 平成25年3月5日

支出命令日 平成25年3月29日

支払日 平成25年4月11日

以上から本件監査請求は財務会計行為のあった日から、それぞれ1年を経過した後に行われたものであることが認められる。

一方、正当な理由が認められるのは、当該行為が秘密裡になされ、1年を経過して初めて明らかになった場合などが前提条件であるが、これらの財務会計行為は公然と行われたもので秘密裡に行われたものではないことは明らかである。

また、「正当な理由」の判断に当たっても、普通地方公共団体の住民が「通常の注意力」をもってする調査ではなく、より高い「相当の注意力」をもってする調査により客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものと解されている（昭和63年4月22日最高裁判所第二小法廷判決）。

この点について今回の財務会計行為について検証すると、猛禽類調査委託契約及び植物調査委託契約については、関係予算が平成24年第4回市議会定例会において公開の場で審議され、議決されている。また、当該市議会定例会の様子は市ホームページにおいて市議会ライブ中継が行われているほか、ケーブルテレビ（株式会社ZTV）の行

政情報チャンネルにおいて平成25年1月12日から14日まで放映され、さらに同月15日から17日まで再放送が行われている。

公開の場で審議され、ホームページにおいてもライブ中継が行われるとともに、さらにケーブルテレビにおいて2度にわたり放映されていることを考慮すると、遅くともケーブルテレビにおいて放映がなされて視聴が可能となった時点で、一般住民が相当の注意力をもって調査すれば知ることができたと解することができる。

これに対し請求人は、情報公開請求の開示があったのは平成26年4月10日で、知ってから1か月以内であることから正当な理由があると主張している。

地方自治法第242条第2項本文が監査請求の期間を定めた趣旨は、たとえ違法不当な財務会計上の行為であったとしても、これをいつまでも監査請求あるいは住民訴訟の対象になり得る状態に置くことは法的安定性を損ない好ましくないためであると解される（前掲昭和63年4月22日最高裁判所第二小法定判決）。

請求人が主張する情報公開請求における開示日から1か月以内であることが正当な理由であるという主張を認めると、実質上いつまでも監査請求期間を認めることとなり、地方自治法が監査請求の期間を定めた趣旨に反するものとなる。

これらのことから判断すると、請求人が主張する正当な理由は認めることができず、これらの財務会計行為を対象とした監査請求は、監査請求期間を経過してなされたものとして、不適法な監査請求であると判断した。

ウ 抱き合わせ計画の不合理性

請求人は、里山保全ゾーンにおける散策路及び休憩施設は不必要な施設であり、当該施設における土地の購入は利権がらみの無駄な土地購入と主張し、当該土地購入は最小経費最大効果の原則に反する違法なものであると主張しているが、本件監査請求については請求の趣旨が工事請負費、猛禽類調査委託契約及び植物調査委託契約に関する損害賠償請求並びに工事請負費の支出の差止め並びに新最終処分場の建設中止であり、里山保全ゾーンに関しては今回の請求の趣旨と直接関係するものではないことから、当該主張については不適法な監査請求であると判断した。

(2) 適法な監査請求に係る判断理由について

ア 立地計画の不適切及び計画地選定の違法性のうち費用対効果における検討

請求人は、白山町垣内字南布引地内の候補地（以下「白山町候補地」という。）と美杉町下之川字高山地内の候補地（以下「美杉町候補地」という。）を費用対効果の点から比較検討を行わなかったことは裁量権を逸脱、濫用したものであるから、計画地の決定は違法なものであると主張している。

当該2候補地におけるコスト面の比較としては、申請地までの運搬コストの見込みとして白山町候補地は1年間で14億400万円、美杉町候補地は1年間で14億9,400万円と試算して検討していることが確認でき、白山町候補地の方が経済性の面では優れていることが認められる。

しかしながら、逼迫した状況や新最終処分場の整備に要する期間等の観点から、上記のコスト面での比較も含め地元合意等総合的に判断した結果、美杉町候補地が選定されたものとなっている。

最少経費・最大効果の原則が規定されている地方自治法第2条第14項は、普通地方公共団体が事務を処理するに当たって最大限に努力すべき一般的かつ抽象的な指針であると解されている。また、同項の運用については「経費を切りつめる視点だけでなく、積極的に各種事業の事業効果について検討、評価をするとともに、それに基づいて事務事業の見直し、重点化等に不断に努めてゆくことが求められる」（松本英昭『新版 逐条地方自治法』第7次改訂版 学陽書房、2013年、70頁）とされている。

今回の件について考えると、費用対効果の面も含めて検討が行われた結果、美杉町候補地に決定されたことが認められ、費用面のみで決定されなかったことから直ちに違法とはなりえず、請求人が主張する費用対効果における検討が皆無であることから立地計画が不適切で違法な計画地選定という主張は認めることができないと判断した。

イ 計画の不合理性

請求人は以下のことを理由として本件施設に係る計画は不合理であることを主張している。

(ア) 汚染水の場外流出の恐れ

- (イ) 有害ガス発生による重大な人身事故の恐れ
- (ウ) 場内道路における人身被害の恐れ
- (エ) 高額な追加投資、保守費用及び委託費用
- (オ) 焼却灰又は焼却残さ搬入による環境汚染物質の貯留庫になる恐れ
- (カ) 不十分な住民に対する説明

これらのことについて以下のとおり判断した。

- (ア) 汚染水の場外流出の恐れ

請求人は、貯留構造物及び遮水シートの亀裂又は破損により汚染水が場外に流出すること、汚染水が場外に流出すると復旧作業は不可能であり損傷した遮水シートは復元できないこと並びに浸出水が予測を上回ったときは浸出水を場外に放流せざるを得なくなることから当該計画の不合理性を主張している。

当該施設の貯留槽は側壁、底版ともに水密性、強度、耐久性において遮水機能を有するコンクリートの構造物であり、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年厚生省令第1号。以下「技術上の基準を定める省令」という。）に基づいて設計されている。

さらに、安全性を向上させるために底面を2重の、また壁面を1重の遮水シートでそれぞれ覆うとともに、万一の場合には漏水検知システムにより迅速な対応ができることとなっている。

請求人は遮水シートの亀裂又は破損により汚染水が場外に放出されることを懸念しているが、当該施設は、天候に影響を受けない被覆型のクローズドシステム処分場で、貯留構造物として厚さ1.25メートルから3メートルのコンクリートピットを設置するとともに、コンクリートピット内面を遮水シートで覆う遮水構造であること、さらに、より安全性を向上させるため漏水検知システムを設置していることから、浸出水が場外に流出することのないよう最大限留意した構造となっており、万が一、遮水シートの外に流出したとしても迅速な対応ができる仕組みが整っていることが認められる。

また、損傷した遮水シートの復旧は必ずしも不可能とは認められない。

さらに、請求人は浸出水量が予測を上回ったときは場外に放出せ

ざるを得ないと懸念するが、被覆施設を設けることで、降雨の浸透を完全に遮断するとともに、埋立槽内の浸出水は場内で浄化したうえで循環利用する循環システムによって河川等への放流を一切行わない施設であることが認められる。また、当該施設は浸出水量をコントロールできると共に浸出水調整槽を設け、この利用により浸出水を適正に浄化して循環利用することから、外部放流は行わないものとなっている。

このことから、請求人が主張する汚染水の場外への流出についての主張は、的確なものではないと判断した。

(イ) 有害ガス発生による重大な人身事故の恐れ

請求人は有害ガスの発生により作業員が重大な人身事故につながる恐れがあると主張しているが、埋立槽底面部に5箇所、壁面部に13箇所のガス抜き管が設置される予定である。

また、換気設備の設置及び発生ガスを検知するシステムの導入も予定され、停電時においても当該設備等が稼動するよう発電機も設置されることから、重大な人身事故を防ぐ対策は整っていることが認められる。

このことにより請求人の主張は客観的に認められるものではないと判断した。

(ウ) 場内道路における人身被害の恐れ

請求人は重機搬入路において人身被害が生じることについて懸念しているが、当該重機搬入路は幅員が5.5メートルあり、30センチメートル内側にガードパイプが設置される予定であることから、安全面に配慮された構造が認められる。

よって請求人の主張は主観的なものと認めざるを得ない。

(エ) 高額な追加投資、保守費用及び委託費用

請求人は、クローズドシステム処分場は技術的に未完成なシステムで、追加投資、保守費用及び委託費用が高額になることを主張しているが、今後における支出に関しては地方自治法等に基づいて競争入札を行う等の方法により適正な価格決定及び支出が予定されている。

確かに、当該工事については平成25年9月27日に9,402万7,147円の増額の工事変更請負仮契約が締結されたことが認

められるが、当該契約については労務単価の大幅な上昇に伴うもので、請求人の主張する追加投資とは無関係なものである。

これらのことから、請求人が主張する高額な費用については確定的な理由があるとは認められない。

(オ) 焼却灰又は焼却残さ搬入による環境汚染物質の貯留庫になる恐れ

請求人は、陳述において廃棄物の洗浄は焼却灰に有効な方法であり、洗浄システムの導入は、焼却灰又は焼却残さが当該施設に搬入されることを前提としたものと懸念し、搬入されないという保証はないと主張しているが、一般廃棄物基本計画においては、当該施設に搬入されるのは津市リサイクルセンターから出る破碎選別後の一般廃棄物不燃残さのみであり、焼却灰や焼却残さについては一切当該施設への搬入を予定していない。

したがって、請求人の主張については主観的なものであり採用することはできない。

(カ) 不十分な住民に対する説明

請求人は当該施設に関する情報について住民に分かりやすく説明されていないと主張しているものの、当該情報については広報紙、ホームページ等において周知が図られていること及び建設地決定前後においては、約100回にわたり説明会が開催され、説明会では質疑応答も行われていることから、住民は十分な情報を得る機会があったと考えることができ、住民に対する説明が不十分であったという請求人の主張は認めることはできない。

ウ 最小経費最大効果の原則違反

請求人は、埋立容量と建設費用を考えると、1立方メートル当たり19,775円もの高額な処理経費が必要となることから、当該施設を建設することは最小経費最大効果の原則に違反し、また裁量権を逸脱し、濫用したものであると主張する。

しかしながら、当該建設工事は地方自治法第234条第6項に基づく地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札に基づいて行われたもので、当該入札に参加した6者の中から技術評価点及び価格評価点を算出した総合評価方式により業者が決定されたものであり、35億5,950万円という建設費用につ

いても当該入札方法により合法的に決定された額であることが認められる。

さらに、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、当該金額を請負金額とした工事請負契約の締結についての議案が市長により平成25年第2回市議会定例会に提出され、当該市議会での審議を経て議決に至っている。

そもそも請求人による処理単価が高額であるという主張は、何らかの比較対象をもって高額であるというような主張ではないことから客観的な根拠に欠けるものであり採用することができない。

また、請求人は埋立処分の計画期間である15年間の使用に耐えうるかの合理的根拠がないと主張している。

これについて埋立容量の面から考察すると、新最終処分場建設推進課においては一般廃棄物基本計画に基づき、平成28年度の年間埋立処分容量を9,432立方メートル、平成29年度以降については9,049立方メートルと換算しており、15年後の平成42年度には埋立処分容量の累計は136,118立方メートルと推計している。

この推計については、一般廃棄物基本計画に示される中間処理施設である津市リサイクルセンターが平成28年度に供用開始された場合のごみの処分量の推計値（平成28年度は8,020トン、平成29年度は7,695トン、平成29年度以降はごみの減量傾向を踏まえ平成29年度の処分量である7,695トンを推計値としている。）を体積に換算（換算係数：1.176立方メートル／トン）し算出されたものであり、理論的根拠が認められる。

当該算出根拠に基づけば、仮に請求人の主張のとおり当該施設の埋立容量が15.5万立方メートルであったとしても、15年間の使用に耐えうるということが理論的かつ客観的な観点から認められる。

また、構造面においても当該施設は技術上の基準を定める省令に基づき整備されるものであり、15年間の使用に耐えうることはできないとする請求人の主張には何らの合理的根拠が認められない。

(3) まとめ

以上判断したとおり、本件工事に係る公金支出が違法であるという主張は合理的かつ客観的根拠がなく、採用することはできない。

したがって、請求人が主張する措置請求の内容は、いずれも正当な理

由があるとは認められず、是認することはできない。

また、請求人は陳述の際に監査委員の1人である伊藤康雄委員に関して、市議会において本件工事について賛成した者であることから、本件監査請求の審査においては除斥するよう求めている。しかしながら、地方自治法第199条の2の除斥の規定は、「自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件」に関して監査委員は監査できないことを規定しており、伊藤康雄委員に関しては上記のいずれにも該当せず、除斥する理由はないことから、当該監査請求の結果を決定している。

以上